

社会福祉法人あきの会役員及び評議員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あきの会（以下「法人」という。）の理事、監事及び評議員の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事・監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外のものをいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費）

(成立要件)

第2条 この規程の成立は当法人の評議員会の承認を要件とする。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第4条 常勤理事に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 理事長及び常勤理事（以下「常勤役員等」という）については、報酬（地域加算 含む。）を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職金は支給しない。

(常勤役員の報酬)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。
報酬については、別表1に定める額とする。

(監事の報酬)

第6条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、報酬として日額20,000円支給する。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第7条 非常勤役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、1回出席につき20,000円報酬として支給する。

(費用弁償)

第 8 条 役員等が、法人のために出張した場合、居住地から計算し実費を支給する。

(評議員選任・解任委員会への出席報酬)

第 9 条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、報酬として 1 回につき 10,000 円支給する。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(支給の方法及び源泉徴収)

第 10 条 理事長及び常勤理事の月額報酬の支給日及び支給方法は職員等に準ずる。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。税は源泉徴収とする。

2 理事会・評議員会等の出席報酬は、会議開催日に現金で支給する。税は源泉徴収とする。

3 監事の報酬は、当該業務を行った日に現金にて支給する。税は源泉徴収とする。

(適用除外)

第 11 条 職員を兼務する役員は、この規程は適用しない。

(改正)

第 12 条 この規程の改正は評議員会の承認を経なければならない。

附 則

この規程は、評議員会の承認を経た日（令和 2 年 4 月 1 日）から施行する。

この規程は、評議員会の承認を経た日（令和 6 年 3 月 25 日）から施行する。

別表 1

| 名 称 | 報 酬 | 備 考 |
|---------------|-----------------|--------------|
| 理事長業務報酬等（月額） | 5 0 0 , 0 0 0 円 | 職員と兼務していない場合 |
| 常勤理事業務報酬等（月額） | 1 0 0 , 0 0 0 円 | 職員と兼務していない場合 |